

マイナンバーカードでの受診

医療情報・システム基盤整備体制加算について

2023年4月から政府の方針でオンライン資格確認システム（保険証としてマイナンバーカード使用しての受診システム）が義務化されます。

それに伴い、当院ではマイナンバーカードを用いた顔認証システムを使用して受診が可能になりました。

2022年10月受診より医療情報・システム基盤整備体制加算【初診時にマイナ保険証利用時2点：3割負担で6円、非利用時4点：3割負担で12円】がかかります。

ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

マイナ受付
対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法。それが「マイナ受付」です。

令和3年3月より、マイナンバーカードが保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01
より高い医療が可能な！
初めて医療機関等で、顔認証システムの設置が完了すれば、これまで必要だったマイナンバーカードの提示も不要になります。マイナ保険証のメリットがさらに広がります。

POINT 02
手続きなしで顔認証以上の一般的な支払が不要に！
医療機関の窓口でなくても、高額療養費申請における医療費控除の申請も必要ありません。

このステッカーが目印！

マイナ受付

事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは マイナポータル

保険証の代わりにマイナンバーカードで

マイナ受付